平成２２年（フ）第３６５号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地１棟75号
債務者　門田　典子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４６号
福岡県宗像市田久３丁目２番10―106号
債務者　大野　義典
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４７号
福岡県宗像市田久３丁目２番10―106号
債務者　大野　明子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２３号
福岡県宗像市自由ヶ丘７丁目21番地17自由ヶ丘ハイツ201号
債務者　中村　孝三
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２７号
福岡市東区八田２丁目７番13号
債務者　塚本　昭美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０８号
福岡市博多区上呉服町３番20―504号
債務者　大塚　悠美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２０号
福岡市博多区板付２丁目13番２―801号
債務者　池田真寿美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３７号
福岡県朝倉郡筑前町朝日973番地１　１―406
債務者　藤田　千恵（旧姓大神）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目11番18号
債務者　水野　高宏
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８９号
福岡市城南区長尾５丁目29番14号
債務者　中崎　勝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西２丁目１番22号ときわコーポ101号
債務者　村吉マサ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３８号
福岡市早良区四箇田団地34番404号
債務者　樋渡　眞弓
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４２号
福岡市博多区浦田１丁目21番64―３号
債務者　島　信之
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５号
福岡県久留米市津福本町1720番地３
債務者　吉村　正英
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２４１号
福岡県久留米市長門石３丁目８番27号
債務者　甲　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８４号
福岡県久留米市合川町1726番地２　合川ビレッジ102号
債務者　大坪　貴司
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１０号
鹿児島県伊佐市大口小川内583番地
債務者　屋地　信幸
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係